

(特別養護老人ホーム時津荘) 食費 ・ 居住費 ・ 加算サービス料金説明

平成30年8月1日現在

◇ 食事の提供に要する費用(食費)(1日あたり)

対象者		利用者負担区分	自己負担額
生活保護受給者 ※介護扶助費より支給されます。本人負担なし。		第1段階	300円
市町村民税世帯非課税者 世帯全員が	老齢福祉年金受給者		
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	390円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	第3段階	650円
上記以外の方		第4段階	1,380円

◇ 居住費(お部屋代・光熱水費などです)(1日あたり)

対象者		利用者負担区分	ユニット個室自己負担額	多床室自己負担額
生活保護受給者 ※原則として多床室のみの入所となります。		第1段階	820円	0円
市町村民税世帯非課税者 世帯全員が	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	820円	370円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	第3段階	1,310円	370円
上記以外の方		第4段階	1,970円	840円

◇ 加算サービス

①日常生活継続支援加算	入所者の介護度、認知度及び職員の有資格者雇用に対する施設評価加算	(多床室)・・・	1日につき	36円加算
		(ユニット個室)・・・	1日につき	46円加算
②看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)常勤の看護師配置加算	(多床室)・・・	1日につき	4円加算
		(ユニット個室)・・・	1日につき	6円加算
	(Ⅱ)手厚い看護職員の配置等に対する評価加算(多床室)		1日につき	8円加算
		(ユニット個室)・・・	1日につき	13円加算

③若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に対するサービス提供加算	1日につき 120 円加算
④初期加算	入所後 30 日に限り	1日につき 30 円加算
⑤外泊時費用	病院または診療所への入院を要した場合、及び住宅における外泊の場合 ※ただし、入院または外泊の初日および最終日は算定いたしません。1月に6日が限度	1日につき 246 円加算
⑥療養食加算	医師の食事箋に基づく療養食提供	1回あたり 6 円加算 (1日につき3回を限度)
⑦看取り介護加算	「施設・居宅で看取られた場合」 ・ 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 ・ 死亡日の以前2日又は3日 ・ 死亡日 ※ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。	1日あたり 144 円加算 1日あたり 680 円加算 1日あたり 1280 円加算
⑧退所時等相談援助加算	退所後の居宅サービス、地域密着型サービス、その他の保健医療のサービス又は福祉サービスの相談援助加算(退所後1回を限度として算定) (1) 退所前訪問相談援助加算 (2) 退所後訪問相談援助加算 (3) 退所時相談援助加算 (4) 退所前連携加算	1回限り 460 円加算 1回限り 460 円加算 1回限り 400 円加算 1回限り 500 円加算
⑨在宅復帰支援機能加算	在宅復帰に係る家族との連絡調整、居宅支援事業者への居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービス利用に関する調整加算	1日あたり 10 円加算
⑩介護職員処遇改善加算	対象は介護職員の賃金限定。他の業種との賃金格差の改善を図るためのみに支給を限定された加算。	介護報酬 8.3%加算

※⑧～⑩は契約者が退所後、在宅に戻られる場合の援助費用。

◇その他の費用

・ご契約者様の希望により、以下のサービスを実施した場合は実費をお支払い頂きます。

理美容 …… 実費

※ おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

◇利用料について

・利用料は、介護度、居室の種類(多床室・ユニット個室)、加算サービス有無で変わります。また、利用料は原爆手帳所持、所得等に応じて変わりますので、詳しくは担当職員へお尋ねください。